

千葉市職員措置請求（１９千監(住)第５号）に係る監査の結果について

- 1 請求人 千葉市中央区中央３－１５－６ 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

- 2 請求日 平成２０年１月１８日

- 3 請求内容
寒川第二小用地へのさらなる「不当な公金の支出」を止めるべき措置を講じること。

- 4 対象事項
市は、千葉市土地開発公社（以下「公社」という。）に取得依頼し、公社が保有している仮称寒川第二小学校建設事業用地（以下「公社保有土地」という。）を、将来、再取得することになるが、再取得のための利息及び経費を伴う公金の支出が違法又は不当であるか否か。

5 監査結果

（１）結論

本件監査請求は、次の理由により却下する。

理由（要旨）

請求人は、今日の市の財政状況の下で、学校建設の必要性がないのに、公社が長期間その用地を保有し続け、そのため利息及び経費が増加することは問題があるとしている。

さらに、公社の土地保有期間の長期化は市の財政運営への影響が懸念されるとして、公社が保有する土地に関する市の財政運営のあり方を問題としている。

そして、「学校適正配置実施方針」において、新設校は建設しない考え方が明らかにされたとして、公社保有土地を買取る際に支払う取得代金のうち、同方針が定められた平成１９年１１月以降に発生する借入金の利息及び経費を「不当な公金の支出」とであると、当該支出を止めるべき措置を講じることが求めているが、その具体的な内容は、陳述で当該用地をできるだけ早期に市が再取得し、処分することなどとしている。

ところで、自治法に規定する住民監査請求の対象となる公金の支出が、違法不当ということになれば、それを止めるべき措置としては全部又は一部の支出を差止めることが想定される。

しかし、市は、土地の取得を公社に委託するにあたり、公社と協定を締結し、また、再取得やその際の価格の算定方法を定めており、さらに、公社の借入金に対し債務保証を行い、債務負担行為を設定している。

こうしたことから、市の再取得とそれに伴う支出が義務づけられているところ、当該協定や債務保証等の違法性について請求人からは何らの主張もないので、公金の支出を差止める理由はない。

そこで、請求人は、支出の差止めではなく、公社保有土地の早期取得及び処分を求めているが、これに沿うと市は、「違法不当な公金の支出」を行うこととなり、そのため新たな起債その他の財政措置を講じる必要が生じるのであり、このような措置は、「違法不当な公金の支出を止めるべき措置」としては、自治法が想定する範囲を超えるものであ

る。

以上のことから、本件監査請求は、自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる内容のものとは認められず、不適法なものと判断する。

(2) 意見（要旨）

市の財政は厳しい状況にあることを踏まえ、この際、意見を述べることとする。

市は、寒川第二小の用地については、昭和46年に買収を開始し、取得開始からは既に36年の長期間を経過している。

少子化が進行する中で、市は学校の統廃合に取り組んでいるが、一方では、近時マンション建設などにより一部の地域では、児童数の急速な増加がみられ、過大規模校が発生する懸念も生じている。寒川小の学区に隣接する新宿小、蘇我小、宮崎小などの学区も、これに該当し、教育委員会が寒川第二小の用地を確保しておきたいとの事情は、現時点では理解できるところではある。

また、公社の保有する土地について健全化計画を策定し、これに取り組んでいる。

しかしながら、現在進行中の第2次5か年計画には寒川第二小の建設事業は盛り込まれておらず、平成10年に一部が再取得されたとはいえ、公社の保有期間は平成6年から14年間という長期間に及んでおり、公社の健全化計画に定める最も早い時期の平成23年度に再取得したとしても17年間を超えることになる。

このような状況は、学校建設のために土地を確保していることについて決して市民の理解を得られているとは言えない。

公社が保有する土地に係る住民監査請求は平成13年にも提出されている。

こうしたことを踏まえ、市は、寒川第二小の用地を確保していることについて、市民の理解を得るための適切な対応をすることが必要であると考えます。